

焼津市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領補足説明の一部を次のように改正する。

改正前

焼津市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領補足説明

焼津市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領に定める『最低制限価格』の設定方法の補足説明をします。適正な入札執行を図るため、次の点について注意してください。

1 端数処理について

最低制限価格は、表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）算出の基礎となった同表①の欄から④の欄までに掲げる額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。以下同じ。）の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、同表①の欄から④の欄までに掲げる額の合計額が同表⑤の欄に掲げる額を超える場合にあっては同表⑤の欄に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とし、同表⑥の欄に掲げる額に満たない場合にあっては同表⑥の欄に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。

同表①の欄から④の欄までに掲げる額の合計額、同表⑤の欄に掲げる額及び同表⑥の欄に掲げる額は、1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

業種区分	①	②	③	④	⑤	⑥
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 ×0.48	—	予定価格 × 0.82	予定価格×0.6
土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合）	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価の額 ×0.9	一般管理費等の額 × 0.48	予定価格×0.8	予定価格×0.6
建築関係の建設コンサルタント	直接人件費の	特別経費の額	技術料等経費	諸経費の額	予定価格	予定価格×0.6

改正後

焼津市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領補足説明

焼津市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領に定める『最低制限価格』の設定方法の補足説明をします。適正な入札執行を図るため、次の点について注意してください。

1 端数処理について

最低制限価格は、表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）算出の基礎となった同表①の欄から④の欄までに掲げる額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。以下同じ。）の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、同表①の欄から④の欄までに掲げる額の合計額が同表⑤の欄に掲げる額を超える場合にあっては同表⑤の欄に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とし、同表⑥の欄に掲げる額に満たない場合にあっては同表⑥の欄に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。

同表①の欄から④の欄までに掲げる額の合計額、同表⑤の欄に掲げる額及び同表⑥の欄に掲げる額は、1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

業種区分	①	②	③	④	⑤	⑥
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 × 0.5	—	予定価格 × 0.82	予定価格×0.6
土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合）	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価の額 ×0.9	一般管理費等の額 × 0.5	予定価格 × 0.81	予定価格×0.6
建築関係の建設コンサルタント	直接人件費の	特別経費の額	技術料等経費	諸経費の額	予定価格	予定価格×0.6

改正前						
ント業務	額		の 額 × 0.6	×0.6	× <u>0.8</u>	
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 ×0.9	解析等調査業務費の額 ×0.8	諸経費の額 × <u>0.48</u>	予定価格 × 0.85	予定価格×2/3
補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合）	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価の額 ×0.9	一般管理費等の額 × <u>0.45</u>	予定価格× <u>0.8</u>	予定価格×0.6

改正後						
ント業務	額		の 額 × 0.6	×0.6	× <u>0.81</u>	
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 ×0.9	解析等調査業務費の額 ×0.8	諸経費の額 × <u>0.5</u>	予定価格 × 0.85	予定価格×2/3
補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合）	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価の額 ×0.9	一般管理費等の額 × <u>0.5</u>	予定価格 × <u>0.81</u>	予定価格×0.6

2 複数業種の一括発注について
 複数の業務の種類を一の契約として発注する場合は、業務区分ごとの最低制限価格を算出し、それらを合計した額とする。

3 対象外業務について
 役務の提供の要素を含む積算基準がない業務委託（樹木管理、漏水調査、下水道管路施設調査、交通量調査等）は、対象外とする。

2 複数業種の一括発注について
 複数の業務の種類を一の契約として発注する場合は、業務区分ごとの最低制限価格を算出し、それらを合計した額とする。

3 対象外業務について
 役務の提供の要素を含む積算基準がない業務委託（樹木管理、漏水調査、下水道管路施設調査、交通量調査等）は、対象外とする。